

第 14 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 43 号

熊本県税条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年3月31日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税条例等の一部を改正する条例

（熊本県税条例の一部改正）

第1条 熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同号イ中「第72条の24の7第6項各号」を「第72条の24の7第7項各号」に改め、同項第2号中「ガス供給業（）」を「ガス供給業のうち」に、「以外のものうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）」を「（以下この節において「導管ガス供給業」という。）」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者（同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業（同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第41条において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第41条第1項中「ガス供給業」の次に「（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。）」を加え、「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号ウ中「次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率」を「各事業年度の所得に100分の1」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ウの表を削り、同条第2項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「のもの」の次に「（第39条第1

項第1号アに掲げる法人を除く。)」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

第43条第1項中「同項第3号アに掲げる法人」の次に「若しくは同項第4号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号イ」を「資本割又は同項第3号イ」に改める。

第52条第5項中「第73条の14第11項から第13項まで」を「第73条の14第12項から第14項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 課税地を管轄する広域本部長は、前項前段又は同項後段の申告がなかった場合においても、当該住宅の取得が第1項又は第3項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項又は第3項の規定を適用することができる。

第56条第3項中「第73条の14第5項から第14項まで」を「第73条の14第6項から第15項まで」に改める。

第59条第6項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 課税地を管轄する広域本部長は、前項前段又は同項後段の申告がなかった場合においても、当該土地の取得が第1項から第3項までに規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項から第3項までの規定を適用することができる。

第63条第2項中「第73条の14第6項」を「第73条の14第7項」に改める。

附則第6条の3中「同条第4項第2号」を「同条第5項第1号」に改める。

附則第6条の7及び第7条中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 熊本県税条例の一部を改正する条例(令和2年熊本県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、第38条の改正規定中「同条第63項」を「同条第65項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。